

# 令和4年度 青森県造林補助事業標準単価表（人工造林）

（森林環境保全整備事業）

## 【造林補助を受けるための条件】

- 1 市町村森林整備計画に登載されている森林であること
- 2 事業実施主体
  - (1) 市町村、財産区
  - (2) 森林所有者
  - (3) 森林組合、生産森林組合
  - (4) 森林整備法人
  - (5) 個人にあつては、森林施業計画を作成し、市町村の認定を受けた者
  - (6) 特定非営利活動法人
  - (7) 森林法施行令第11条第8号に規定する団体（協業体）
  - (8) 間伐等促進法に規定する特定間伐等促進計画に基づき特定間伐等の実施主体に位置づけられた者
  - (9) 森林経営計画の認定を受けた者
  - (10) 森林経営管理法第36条第2項の規定により都道府県が公表した民間事業者
- 3 1現場が0.1ha以上であること（水田跡地の場合には0.05ha以上）

## 【標準単価】（消費税10%適用）

- 1 補助対象苗木及び植栽本数（ha当たり）

樹種名	植栽本数
スギ(コンテナ苗含む)	1,000 ～ 3,000
アカマツ	2,000 ～ 3,000
クロマツ(コンテナ苗含む)	2,000 ～ 3,000
カラマツ(コンテナ苗含む)	1,500 ～ 3,000
ヒバ(コンテナ苗含む)	1,500 ～ 3,000
コバハン	2,000 ～ 3,000
アオダモ	2,000 ～ 3,000
アカエゾマツ	2,000 ～ 3,000
イタヤカエデ	2,000 ～ 3,000
ウルシ	1,000 ～ 3,000
エンジュ	2,000 ～ 3,000

樹種名	植栽本数
カツラ	2,000 ～ 3,000
クリ(ジバグリ)	2,000 ～ 3,000
ケヤキ	2,000 ～ 3,000
コナラ・ナラ	2,000 ～ 3,000
サクラ	2,000 ～ 3,000
トチ	2,000 ～ 3,000
トドマツ	2,000 ～ 3,000
ブナ	2,000 ～ 3,000
ホオノキ	2,000 ～ 3,000
ミズキ	2,000 ～ 3,000
ヤマザクラ	2,000 ～ 3,000

- 2 標準単価(スギをha当たり2,000本植栽した場合) (単位:円/ha)

現地条件	標準単価	
	人力地拵え	機械地拵え
植栽地が草地	835,950	695,180
植栽地が笹・灌木地	914,810	

※1 上記金額は消費税抜きであり、森林組合等へ作業を委託した場合には、標準単価にも消費税を加算することになる。

2 森林組合等へ作業を委託した場合には、当該森林組合がかかる保険料等を加算することになる。

## 令和4年度 青森県造林補助事業標準単価表（樹下植栽等）

（森林環境保全整備事業）

### 【造林補助を受けるための条件】

- 1 市町村森林整備計画に登載されている森林であること
- 2 事業実施主体
  - (1) 市町村、財産区
  - (2) 森林所有者
  - (3) 森林組合、生産森林組合
  - (4) 森林整備法人
  - (5) 個人にあつては、森林施業計画を作成し、市町村の認定を受けた者
  - (6) 特定非営利活動法人
  - (7) 森林法施行令第11条第8号に規定する団体（協業体）
  - (8) 間伐等促進法に規定する特定間伐等促進計画に基づき特定間伐等の実施主体に位置づけられた者
  - (9) 森林経営計画の認定を受けた者
  - (10) 森林経営管理法第36条第2項の規定により都道府県が公表した民間事業者
- 3 1現場が0.1ha以上であること
- 4 上層木が3齢級（15年生）以上であること（長期育成循環整備にあつてはX齢級（50年生）以上）

### 【標準単価】（消費税10%適用）

- 1 補助対象苗木及び植栽本数（ha当たり）

樹種名	植栽本数	
スギ(コンテナ苗含む)	300	～ 3,000
アカマツ	300	～ 3,000
クロマツ(コンテナ苗含む)	300	～ 3,000
カラマツ(コンテナ苗含む)	300	～ 3,000
ヒバ(コンテナ苗含む)	300	～ 3,000
コバハン	300	～ 3,000

- 2 標準単価(ヒバをha当たり1,500本を植栽した場合) (単位:円/ha)

現地条件	標準単価	
	人力地拵え	機械地拵え
植栽地が草地	982,300	904,880
植栽地が笹・灌木地	1,025,680	

※1 上記金額は消費税抜きであり、森林組合等へ作業を委託した場合には、標準単価にも消費税を加算することになる。

2 森林組合等へ作業を委託した場合には、当該森林組合がかける保険料等を加算することになる。

## 令和4年度 青森県造林補助事業標準単価表（下刈）

（森林環境保全整備事業）

### 【造林補助を受けるための条件】

- 1 市町村森林整備計画に登載されている森林であること
- 2 事業実施主体
  - (1) 市町村、財産区
  - (2) 森林所有者
  - (3) 森林組合、生産森林組合
  - (4) 森林整備法人
  - (5) 個人にあっては、森林施業計画を作成し、市町村の認定を受けた者
  - (6) 特定非営利活動法人
  - (7) 森林法施行令第11条第8号に規定する団体（協業体）
  - (8) 間伐等促進法に規定する特定間伐等促進計画に基づき特定間伐等の実施主体に位置づけられた者
  - (9) 森林経営計画の認定を受けた者
  - (10) 森林経営管理法第36条第2項の規定により都道府県が公表した民間事業者
- 3 1現場が0.1ha以上であること
- 4 単層林として植栽したものについては2齢級（10年生）以下
- 5 複層林（又は長期育成循環施業）として植栽した場合には5齢級（25年生）以下
- 6 複層林（又は長期育成循環施業）として植栽せずに天然更新ものについては8齢級（40年生）以下

### 【標準単価】（消費税10%適用）

（単位:円/ha）

区 分	下 刈 種 別	標 準 単 価
単 層 林	1 回 目 の み	188,870
複 層 林	1 回 目 の み	151,090

※1 上記金額は消費税抜きであり、森林組合等へ作業を委託した場合には、標準単価にも消費税を加算することになる。

2 森林組合等へ作業を委託した場合には、当該森林組合がかける保険料等を加算することになる。

# 令和4年度 青森県造林補助事業標準単価表（枝打ち）

（森林環境保全整備事業）

## 【造林補助を受けるための条件】

- 1 市町村森林整備計画に登載されている森林であること
- 2 事業実施主体
  - (1) 市町村、財産区
  - (2) 森林所有者
  - (3) 森林組合、生産森林組合
  - (4) 森林整備法人
  - (5) 個人にあつては、森林施業計画を作成し、市町村の認定を受けた者
  - (6) 特定非営利活動法人
  - (7) 森林法施行令第11条第8号に規定する団体（協業体）
  - (8) 間伐等促進法に規定する特定間伐等促進計画に基づき特定間伐等の実施主体に位置づけられた者
  - (9) 森林経営計画の認定を受けた者
  - (10) 森林経営管理法第36条第2項の規定により都道府県が公表した民間事業者
- 3 1現場が0.1ha以上であること
- 4 単層林として植栽した場合には6齢級（30年生）以下(植栽しない(天然更新)場合には補助対象外)
- 5 複層林の場合は、上層木が12齢級（60年生）以下で間伐と一体的に行う（下層木も補助対象）
- 6 複層林の場合は、上層木が18齢級（90年生）以下で更新伐と一体的に行う（下層木も補助対象）

## 【標準単価】（消費税10%適用）

（単位:円/ha）

種 別	標準単価
1.0m～2.0mまで	179,520
2.0m～4.0mまで	303,140

※1 上記金額は消費税抜きであり、森林組合等へ作業を委託した場合には、標準単価にも消費税を加算することになる。

2 森林組合等へ作業を委託した場合には、当該森林組合がかける保険料等を加算することになる。

# 令和4年度 青森県造林補助事業標準単価表（除伐・保育間伐）

（森林環境保全整備事業）

## 【造林補助を受けるための条件】

- 1 市町村森林整備計画に登載されている森林であること
- 2 事業実施主体
  - (1) 市町村、財産区
  - (2) 森林所有者
  - (3) 森林組合、生産森林組合
  - (4) 森林整備法人
  - (5) 個人にあつては、森林施業計画を作成し、市町村の認定を受けた者
  - (6) 特定非営利活動法人
  - (7) 森林法施行令第11条第8号に規定する団体（協業体）
  - (8) 間伐等促進法に規定する特定間伐等促進計画に基づき特定間伐等の実施主体に位置づけられた者
  - (9) 森林経営計画の認定を受けた者
  - (10) 森林経営管理法第36条第2項の規定により都道府県が公表した民間事業者
- 3 1現場が0.1ha以上であること
- 4 除伐は、  
下刈りが終了した5齢級以下（天然林にあつては12齢級以下）の林分において行う不用木（侵入竹を含む）の除去、不良木の淘汰とする。不用木の除去のみを実施する場合は、原則として不用木全てを除去する場合に補助対象とする。
- 5 保育間伐は、  
森林経営計画等（森林施業計画及び特定間伐等促進計画も含む）に基づく場合に限り、適切な密度管理を目的として12齢級以下の林分、又は伐採しようとする不用木の胸高直径の平均が18センチメートル未満の林分において行う不用木（侵入竹を含む）の除去、不良木の淘汰とする。不良木淘汰の伐採率は20%以上を補助対象とする。

## 【標準単価】（消費税10%適用）

（単位:円/ha）

区 分	種 別	標 準 単 価
除 伐	単 層 林 刈 払 機 使 用	171,580
除 伐	複 層 林 刈 払 機 使 用	137,260
保 育 間 伐 (7 齢 級 以 下 )	チェンソー使用 ( 枝 払 込 み )	301,160
保 育 間 伐 (8 齢 級 以 上 )	チェンソー使用 ( 枝 払 ・ 片 付 込 み )	234,330

※1 上記金額は消費税抜きであり、森林組合等へ作業を委託した場合には、標準単価にも消費税を加算することになる。

2 森林組合等へ作業を委託した場合には、当該森林組合がかける保険料等を加算することになる。

令和4年度 青森県造林補助事業標準単価表（間伐・更新伐（ⅪⅡ齡級以下））  
（森林環境保全整備事業）

【造林補助を受けるための条件】

- 1 市町村森林整備計画に登載されている森林であること
- 2 事業実施主体
  - (1) 市町村、財産区
  - (2) 森林所有者
  - (3) 森林組合、生産森林組合
  - (4) 森林整備法人
  - (5) 個人にあつては、森林施業計画を作成し、市町村の認定を受けた者
  - (6) 特定非営利活動法人
  - (7) 森林法施行令第11条第8号に規定する団体（協業体）
  - (8) 間伐等促進法に規定する特定間伐等促進計画に基づき間伐等を実施する者
  - (9) 森林経営計画の認定を受けた者
  - (10) 森林経営管理法第36条第2項の規定により都道府県が公表した民間事業者
- 3 1現場が0.1ha以上であること
- 4 1申請ごとに10m<sup>3</sup>/ha以上搬出
- 5 不良木淘汰の伐採率は20%以上
- 6 適切な密度管理を目的として12齡級（60年生）以下の林分で行う不用木の除去、不良木の淘汰、搬出集積

【標準単価】（消費税10%適用）

(単位:円/ha)

区分	種別	標準単価			
		定性間伐		列状間伐	
		チェーンソー造材	プロセッサ造材	チェーンソー造材	プロセッサ造材
間伐・更新伐 (ⅪⅡ齡級以下)	10m <sup>3</sup> 未満（伐倒のみ）	110,770	110,770	93,740	93,740
	10m <sup>3</sup> 未満（伐倒、枝払）	165,520	165,520	76,540	148,490
	10m <sup>3</sup> ～20m <sup>3</sup>	240,150	220,290	223,120	186,750
	20m <sup>3</sup> ～30m <sup>3</sup>	323,390	290,460	306,860	246,340
	30m <sup>3</sup> ～40m <sup>3</sup>	376,150	330,150	364,630	279,960
	40m <sup>3</sup> ～50m <sup>3</sup>	460,410	401,340	449,390	341,140
	50m <sup>3</sup> ～60m <sup>3</sup>	489,460	473,550	477,940	383,870
	60m <sup>3</sup> ～70m <sup>3</sup>	538,950	525,440	530,940	419,490
	70m <sup>3</sup> ～80m <sup>3</sup>	611,820	597,640	603,810	475,540
	80m <sup>3</sup> ～90m <sup>3</sup>	685,200	670,360	677,190	532,100

※1 上記金額は消費税抜きであり、森林組合等へ作業を委託した場合には、標準単価にも消費税を加算することになる。

2 森林組合等へ作業を委託した場合には、当該森林組合がかかる保険料等を加算することになる。

**令和4年度 青森県造林補助事業標準単価表（間伐・更新伐（ⅩⅢ齡級以上））**  
（森林環境保全整備事業）

**【造林補助を受けるための条件】**

- 1 市町村森林整備計画に登載されている森林であること
- 2 事業実施主体
  - (1) 市町村、財産区
  - (2) 森林所有者
  - (3) 森林組合、生産森林組合
  - (4) 森林整備法人
  - (5) 個人にあつては、森林施業計画を作成し、市町村の認定を受けた者
  - (6) 特定非営利活動法人
  - (7) 森林法施行令第11条第8号に規定する団体（協業体）
  - (8) 間伐等促進法に規定する特定間伐等促進計画に基づき間伐等を実施する者
  - (9) 森林経営計画の認定を受けた者
  - (10) 森林経営管理法第36条第2項の規定により都道府県が公表した民間事業者
- 3 1現場が0.1ha以上であること
- 4 1申請ごとに10m<sup>3</sup>/ha以上搬出
- 5 不良木淘汰の伐採率は20%以上
- 6 人工林における育成複層林の造成及び育成若しくは広葉樹林化の促進又は天然林の質的・構造的な改善のための適正な更新を目的として18齡級（90年生）以下の林分で行う不用木の除去、不良木の淘汰、支障木やあばれ木等の伐倒、搬出集積

**【標準単価】（消費税10%適用）**

(単位:円/ha)

区分	種別	標準単価			
		定性伐採		列状伐採	
		チェーンソー造材	プロセッサ造材	チェーンソー造材	プロセッサ造材
間伐・更新伐 (ⅩⅢ齡級以上)	10m <sup>3</sup> 未満	67,120	67,120	58,610	58,610
	10m <sup>3</sup> ～20m <sup>3</sup>	177,640	166,290	169,130	142,890
	20m <sup>3</sup> ～30m <sup>3</sup>	251,020	232,100	242,510	199,450
	30m <sup>3</sup> ～40m <sup>3</sup>	324,400	297,910	315,890	256,010
	40m <sup>3</sup> ～50m <sup>3</sup>	397,780	363,730	389,270	312,020
	50m <sup>3</sup> ～60m <sup>3</sup>	471,160	429,540	462,650	368,570
	60m <sup>3</sup> ～70m <sup>3</sup>	544,540	495,350	536,030	424,580
	70m <sup>3</sup> ～80m <sup>3</sup>	617,920	561,160	609,410	481,140
80m <sup>3</sup> ～90m <sup>3</sup>	691,300	626,980	682,790	537,700	

※1 上記金額は消費税抜きであり、森林組合等へ作業を委託した場合には、標準単価にも消費税を加算することになる。

2 森林組合等へ作業を委託した場合には、当該森林組合がかける保険料等を加算することになる。

# 令和4年度 青森県造林補助事業標準単価表（森林作業道）

（森林環境保全整備事業）

## 【造林補助を受けるための条件】

- 1 市町村森林整備計画に登載されている森林であること
- 2 事業実施主体
  - (1) 市町村、財産区
  - (2) 森林所有者
  - (3) 森林組合、生産森林組合
  - (4) 森林整備法人
  - (5) 個人にあっては、森林施業計画を作成し、市町村の認定を受けた者
  - (6) 特定非営利活動法人
  - (7) 森林法施行令第11条第8号に規定する団体（協業体）
  - (8) 間伐等促進法に規定する特定間伐等促進計画に基づき特定間伐等の実施主体に位置づけられた者
  - (9) 森林経営計画の認定を受けた者
  - (10) 森林経営管理法第36条第2項の規定により都道府県が公表した民間事業者

## 【標準単価】（消費税10%適用）

- 1 幅員2.5m (単位:円/m)

傾斜	標準単価
15°未満	280
15°以上20°未満	500
20°以上25°未満	780
25°以上30°未満	1,180
30°以上	1,830

- 2 幅員3.0m (単位:円/m)

傾斜	標準単価
15°未満	450
15°以上20°未満	690
20°以上25°未満	1,110
25°以上30°未満	1,660
30°以上	2,350

※1 上記金額は消費税抜きであり、森林組合等へ作業を委託した場合には、標準単価にも消費税を加算することになる。

2 森林組合等へ作業を委託した場合には、当該森林組合がかける保険料等を加算することになる。